

- ⑧ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ⑨ 事業開始の予定年月日
- 一時預かり事業の届出を行おうとする者は、都道府県知事に収支予算書及び事業計画書を提出しなければならないこととする。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りではない。
- 市町村、社会福祉法人等が一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、以下の事項を都道府県知事に届け出るものとする。
 - ① 廃止又は休止しようとする年月日
 - ② 廃止又は休止の理由
 - ③ 現に便宜を受けている乳幼児に対する措置
 - ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(※) 指定都市、中核市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

児童福祉法

第34条の12 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

<内容>

- 一時預かり事業の実施のための人員、設備等に関する事項については、以下のとおりとする。
 - 1 設備について
 - ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。
 - ② 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
 - 2 運営について
 - ① 児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。
 - ② 児童福祉施設最低基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。
 - 3 利用者負担について
 - ① 利用料の額については、当該事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、当該事業の対象とする乳幼児の保護者の家計に与える影響を考慮して定めること。
- 認可外保育施設については、法第59条の2において都道府県知事に対して届け出